

前文

舟形町は、清流小国川に象徴される清らかな水と緑豊かな自然の里として、互いに協力し助け合いながら地域社会を形成するとともに、多くの先人の努力により培われた歴史や文化などの風土や自然を守りながら、農業を基幹産業とする住み良い町として育んできました。

近年、全国的な少子高齢化の進行や高度情報化社会の到来、地球規模にまで至る環境問題など、社会を取り巻く情勢は大きく変化しています。舟形町においても、農林業の後継者不足により多面的機能を持つ森林や農地の荒廃が危ぶまれています。

こうした背景を受け、舟形町国土利用計画は国土利用計画法第8条の規定に基づき、舟形町における土地の利用に関して必要な事項を定めるものであり、全国計画及び山形県国土利用計画を基本とし、舟形町総合発展計画との整合性を保ちつつ策定されたものです。

前 文

弟	1草	町土利用の現状と基本的条件の変化	
	1 周	丁土利用の現状	1
	(1)	町土の概要	1
	(2)	土地利用の動向	1
	2 周	丁土利用をめぐる基本的条件の変化	1
	(1)	少子高齢化を伴う人口減少	1
	(2)	郊外化の進展と商店街の空洞化	1
	(3)	町土の管理水準低下の危惧	2
	(4)	交通網の整備	2
	(5)	地球温暖化の進行	2
第	2章	町土利用に関する基本構想	
	1 周	丁土利用の基本目標	3
	2 町	丁土利用の基本方針	3
	(1)	地域力を生み育てる町土利用	3
	(2)	安全・安心を確保する町土利用	3
	(3)	循環と共生を重視した町土利用	4
	(4)	美しさを育てる町土利用	4
	3 🖹	丁土利用の総合マネジメント	4
	4 封	地域類型別の町土利用の基本方向	4
	(1)	住宅地	5
	(2)	農村集落地域	5
	(3)	自然維持地域	5
	5 禾	川用区分別の町土利用の基本方向	6
	(1)	農用地	6
	(2)	森 林	6

(4	1)	水面・河川・水路	6
(5	5)	道 路	7
(6	3)	住宅地	7
(7	7)	工業用地	7
(8	3)	その他の宅地	7
(9	9)	公用・公共用施設の用地	7
(10	0)	レクリェーション用地	8
(1)	1)	低未利用地	8
第3章	貢	区分ごとの規模の目標及び地域別の概要	
1	町	「土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	9
2	地	也域別の概要	9
(1	1)	長沢地区	9
(2	2)	舟形地区	9
(3	3)	富長地区	10
(4	1)	堀内地区	10
第4章	貢	第3章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	
1	地	也域振興施策の推進	12
2	土	上地の有効利用の推進	12
(1	1)	農用地	12
(2	2)	森 林	12
(3	3)	水面・河川・水路	12
(4	1)	道 路	12
(5	5)	宅 地	13
(6	3)	工業用地	13
(7	7)	低未利用地	13
,	,	·-···	

第1章 町土利用の現状と基本的条件の変化

1 町土利用の現状

(1) 町土の概要

本町は、山形県の東北部、最上郡の南端に位置し、南北 6.5km、東西 27.4kmと東西に細長い地形をした総面積 119.03kmの町である。奥羽山脈、出羽丘陵の山麓に囲まれ最上川に注ぐ小国川と松橋川の 2 流域に区分され、耕地及び集落は 2 つの河川沿いに広がりをもち、町土の 7 割を占める山林に囲まれている。

気候は、内陸性で夏季冬季の寒暖の差が激しく、冬期間は最上川の峡谷部を吹き抜ける 北西の季節風が強く、山間部では2mを超える積雪となることもある。

(2) 土地利用の動向

平成 20 年における町土利用の状況をみると、森林が 70.2%、農用地が 13.8%、原野が 0.8%、宅地が 1.1%、道路が 2.5%、水面・河川・水路が 3.1%、その他が 8.5%となって いる。10 年間の土地利用の動向として、農用地が減少し道路や宅地の面積が増加している。

また、地価については景気低迷・雇用情勢の悪化等により個人消費が低調を推移し、それに伴う新築住宅の減少や過疎化・高齢化により、土地需要も減少していることから下落が続いている。

2 町土利用をめぐる基本的条件の変化

今後の町土の利用を計画するにあたっては、本町の町土利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。

(1) 少子高齢化を伴う人口減少

本町の人口は、合併直後の昭和30年(11,891人)をピークに減少が続き、昭和60年に8,000人、平成12年には7,000人を割り込み、以後も減少が続いている。少子化に加え若年層の流出が大きな課題となっており、今後とも人口減少の加速化が懸念される。

国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成 20 年 12 月)によると、本町の人口は平成 27 年に 6,000 人を割り込み 5,849 人、平成 37 年には 5,007 人、平成 42 年には 5,000 人 を割り込み 4,633 人と予測されている。また、年少人口(0 \sim 14 歳)割合は、平成 22 年 の 10.5%から平成 27 年には 9.5%、平成 37 年には 8.2%、平成 42 年には 8.1%と減少する一方、65 歳以上の老年人口割合は、平成 22 年の 31.9%から平成 27 年には 36.8%、平成 37 年には 45.6%、平成 42 年には 47.3%と高齢化が進むことが予想されている。

そのことは、子育て環境、学校教育、医療・介護、地域コミュニティー維持などに影響が出始めており、各種少子化・定住促進対策を講じて早急に人口減少への歯止めをかけていく必要が生じている。

(2) 郊外化の進展と商店街の空洞化

本町の商業の状況は、車社会の定着や消費者ニーズの多様化など社会・経済環境の変化により、隣接する新庄市をはじめ周辺地域に立地する大型商業施設等への購買力の流出に

歯止めがきかず、商店や飲食店が点在している町内商店の売り上げは年々減少を続け、多くの商店は経営の弱体化が顕著になっている。

(3) 町土の管理水準低下の危惧

農業・農村を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や担い手不足、米価の低迷等非常に厳しくなっており、耕作放棄地の増加に結びついている。このことは、農地の保有する多面的機能(国土保全・水源のかん養・自然環境保全・景観形成等)の低下も危惧されている。

森林についても木材生産の場だけでなく、生活の基盤を支える多くの役割を果たしており、土砂流出防止や水源かん養、二酸化炭素の吸収固定などの森林機能は間伐など適正な管理によって効果的に発揮することができ、林業の収益性の低迷や担い手不足により荒廃した森林が増大している。さらに、松くい虫やナラ枯れ等の病害虫被害の拡大により、森林による多面的機能の低下も懸念される。

(4) 交通網の整備

本町の道路網は、庄内・内陸さらに宮城県北部を結ぶ交通の要衝である高規格道路と国道を大動脈に、主要地方道4路線、一般県道3路線、町道198路線により骨格が形成されている。また、山形新幹線新庄延伸により、首都圏からの観光誘致や交流促進等地域の活性化に大きな役割を果たしている。

しかし、道路網の整備は産業や観光振興において重要な役割を果たしており、今後とも 高規格道路・県道の整備促進を図っていく必要性がある。

(5) 地球温暖化の進行

現在、環境保全は世界的な問題として、かつてない程関心の高まりを見せており、特に、地球温暖化問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであり、後退できない生活レベルの中で、技術革新による様々なエコ機器の開発・普及促進や、生活様式の見直しも迫られている。

町では、雪を利活用した施設や環境保全型農林業の推進、ごみの減量化やリサイクル化など、身近なエコ事業に早くから取り組んできている。

第2章 町土利用に関する基本構想

1 町土利用の基本目標

土地は、生活や様々な社会活動の共通基盤であり、限られた貴重な資源である。そしてそれは、奥羽山脈、出羽丘陵の山麓に囲まれ、最上川や小国川に代表される町の豊かな自然環境とともに、先人から今に受け継ぎ、今町に住み活動する住民が保全活用し、美しい町土として後世に誇りと自信を持って引き継ぐべきものである。

そのため土地利用においては、町の均衡な発展を図ることを基本理念に、公共福祉を優先させるとともに、自然環境との共生や土地の持つ多面的な公益的機能の重視を基本に、長期的な視野に立ち総合的・計画的な土地利用を進め、未来の舟形町民に誇りと自信を持って継承していくべく町土の形成を図って行く。

2 町土利用の基本方針

本計画では、少子高齢化を伴う人口減少に対応した町土利用の基本目標の実現に向けて、「地域力を生み育てる町土利用」「安全・安心を確保する町土利用」「循環と共生を重視した町土利用」「美しさを育てる町土利用」の4つの視点を基本とした町土利用を進める。

(1) 地域力を生み育てる町土利用

少子高齢化や地域内雇用の減少、冬期間除雪の懸念による転出等の人口減少が避けられない中でも、地域の活力を高めていくために、地域の歴史・文化・景観等地域の資源を活用するとともに、町内外の企業や行政などの多様な連携により新たな価値を生み出し、町内で創られた農林水産物や製品、サービスなどの価値を一層高めていく仕組みを作っていく必要がある。

そして、それに必要な基盤を整備・確保し、振興支援策を積極的に展開し中心部及び山間部の活性化を図ることが重要となってくる。

また、特別豪雪地帯に指定されていることなど、厳しい気象条件の下冬期間の交通確保 は重要な課題であり、全ての需要に応える体制づくりに限度がある中、町民と協働した効 率的な除雪体制をつくり、町民の生活や経済活動の活力維持を図る必要がある。

さらに、他地域との交流・連携の活発化につながる広域交通体系の整備や、地域の歴史、 文化、景観等の地域資源を活用した観光や交流の拡大を図り、町内外の様々な活力を誘引 していく。

(2) 安全・安心を確保する町土利用

住民生活の安全・安心を確保することは、行政の基本的かつ重要な責務である。そのため、町民の生活・生産活動の基盤となる町土の保全を図り、安心して住み続けることができる町土を形成し、次の世代に良好な状態で基盤を引き継いでいくことが重要である。

土地の利用に当たっては、地域の地勢・地形・水系等の特性を十分に考慮したうえで、 土砂災害対策、町土保全施設の整備、ライフライン施設の保守、防災拠点施設の整備等を 図り、災害に強いまちづくりを進める。

また、農地や森林は、農業生産・木材生産の場だけでなく適切な管理を通じて土砂災害

や洪水災害等の防止・軽減機能を有しており、町土の保全と安全確保に大きく寄与していることから、農地及び森林の保全を進める。

(3) 循環と共生を重視した町土利用

本町は、豊かな緑と豊富な水資源など自然の恩恵に包まれており、その豊かな自然環境を良好な状態で次世代に引き継ぐため、自然と調和した町土利用を進める必要がある。

また、資源・エネルギーを地域の中で循環利用する仕組みの構築や、地球温暖化防止の ために低炭素社会の実現に向けた地域システムづくりに取り組み、経済や地域の活力向上 に結びつけていく。

(4) 美しさを育てる町土利用

本町の景観の骨格は、奥羽山脈や出羽丘陵の山麓に囲まれ、最上川と最上川に注ぐ小国川・松橋川の2流域によって形づくられており、そこに地域の住環境や農業形態等が加わり、四季折々の田園風景をつくり出している。

住宅地とこれを囲む水田、畑地等の田園、その外側の山林地帯がつくる土地利用の三重構造が、住宅地景観・田園景観・林地景観を美しくしており、美しい風景、地域の歴史や文化と結びついた風景は、人々を引きつける魅力を持っている。

景観は、美しい町土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであり、町民共通の資産である。まちなみの景観や幹線道路の沿道景観、農山村における緑あふれる景観を、町民・行政等の協働により地域づくり・まちづくりと一体となって形成・保全し、町土の美しさを育て、次世代に良好な状態で引き継いでいく必要がある。

3 町土利用の総合マネジメント

町土を良好な状態で次世代に継承していくには、町民、住民団体、企業、行政が一体となって町土の保全・管理に取り組む必要がある。町内では、地域住民やボランティア、環境保護団体等が取り組んでおり、これらの取り組みに加えて、土地所有者による適切な管理と行政機関による公的な役割の行使により、多様な主体が連携・協働し、町土の保全・管理を図る必要がある。

また、適切な土地利用を進めるために、国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係 法の運用や、広域的に影響を及ぼす土地利用への適切な対処、集落の維持が困難になる地域 への対応等、町民と行政等が一体となって町土の利用を図っていく。

4 地域類型別の町土利用の基本方向

住宅地、農山村、自然維持地域の町土利用の基本方向は次のとおりとする。なお、地域類型別の町土利用に当たっては、これら地域の土地利用が相互に関連していることから、それぞれを個別にとらえるだけでなく、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

(1) 住宅地

住宅地については、人口減少、高齢化の進展等の中で、高齢者や障がい者にとっても暮らしやすい調和のとれた住宅環境の整備を図る必要がある。

このため、機能の集積を推進しつつ、必要に応じて土地利用の高度化を図るとともに、 低未利用地の有効利用を促進する。

また、中心集落が適度に分散し、その周辺を小規模集落が取り巻く本町の構造を踏まえ、 交通網の整備によってさらに拠点集落と周辺集落の機能分担、交流・連携を促進すること を通じ、効率的な土地利用を図る。ただ、新たな土地需要がある場合は、既存の低未利用 地の再利用を優先する一方、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換は抑制するこ とを基本とする。

住宅地の整備に当たっては、防災拠点の整備、オープンスペースの確保、電気・水道・通信・交通等のライフラインの多元化も必要に応じて検討する等、災害や雪に強いまちづくりを図る。

さらに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出により、美しくゆと りある環境の形成を図る。

(2) 農村集落地域

農村集落地は、生産と生活の場だけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有し、住民への潤いと安らぎの提供など、多面的機能を有する町民共通の財産である。

そのため、地域の特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、多様なニーズに対応した農林業の展開、集落営農の推進、地域資源を活かした産業化等、農山村の集落機能の維持と再生を図り、健全で活力ある地域社会を築く。

このような対応の中で、優良農用地や森林を保全・確保するとともに、地域住民等を含む多くの参画による農業用の水路や道路等の維持管理により、資源の適切な管理を図る。併せて、田園風景と一体となった農山村景観、自然環境、生態系の維持・形成を図り、農山村全体を保全する取り組みを推進する。里山などの身近な森林については、特用林産物等の生産の場、自然体験・交流の場などの幅広い利活用を図る。

また、農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮し農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

(3) 自然維持地域(上長沢、堀内地区)

高い価値を有する原生的な自然や、野生植物の重要な生息地、すぐれた自然の風景地など、自然・里山環境を適正に保全する。森林病害虫等で環境が劣化している場合には、残された自然の保全や再生を図る。その際、野生鳥獣被害等の防止に努める。

また、適正な管理のもとで、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれ あいの場としての利用を図る。

5 利用区分別の町土利用の基本方向

利用区分別の町土利用の基本方向は次のとおりとする。なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、地域力を生み育てる町土利用、安全・安心を確保する町土利用、循環と共生を重視した町土利用、美しさを育てる町土利用といった横断的な観点に十分留意する必要がある。

(1) 農用地

農用地については、本町の基幹産業が農業であり、安全・安心かつ良質な農畜産物の生産地であることから、気候や地形などの地域の特性や資源を活用した適地、適作、生産性の向上に努め、食糧自給率の向上と農業生産力の維持強化に向け、農業生産の基盤となる農用地の再生・整備を図る。

また、不断の良好な管理を通じて町土の保全、水源のかん養や水の一時的貯留機能による洪水被害の防止や軽減、自然環境の保全等、農業の有する多面的機能の維持を図る。

(2) 森 林

森林は、町土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能を有しているとともに、温室効果ガス吸収源としての役割が期待されているが、林業の長期的低迷等により手入れの行き届かない森林が増加している。このような状況を踏まえ、将来世代が森林の持つ多面的機能を享受できるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けて、多様で健全な森林の整備と保全を図る。

また、住宅地及びその周辺の森林については、良好な生活環境を維持する緑地として保 全及び整備を図るとともに、農山村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え 町民の要請にも配慮しつつ、適正な利用を図る。

さらに、原生的な森林や貴重な植物が生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図り、健全な状態で次世代へ継承する。

(3) 原 野

原野のうち、湿原、水辺植生、野生植物の生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川氾濫地域における安全性の確保、農業用用排水路の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、水面・河川・水路の整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境、貴重なオープンスペース、熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。

(5) 道路

道路のうち、一般道路については一次的な整備は完了しているため、適切な維持修繕による長寿命化や適時の更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。一般道路の整備に当たっては、道路の安全性や、歩行者や高齢者にやさしくまちの魅力を高める快適性の向上、救急時の搬送時間の短縮、災害時の緊急輸送路の確保等防災機能の向上及び公共・公益施設の収容機能等の発揮に配慮するとともに、環境の保全に十分配慮する。また、住民協働による良好な沿道環境の保全に努めるとともに、冬場の生活確保のために雪対策を講じていく。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農用地及び森林の適正な管理を図るため、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。農道及び 林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

(6) 住宅地

住宅地については、人口や世帯数の動向、少子高齢化の進行、世帯構成の変化等を踏まえ、豊かな住生活の実現のために、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、 良好な居住環境の形成を図る。

また、近年少子高齢化・過疎化に伴い空き家が増えている。一方UIターン者等生活が可能な空き家の照会も寄せられていることから、定住対策の一環として対策事業を講ずる必要がある。

さらに、地すべり、土砂災害、洪水等の災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な町土利用を図る。特に中心部においては、環境の保全に配慮しつつ、必要に応じて土地利用の高度化、低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備など、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図る。

(7) 工業用地

工業用地については、雇用の場の安定的な確保と拡大及び地域経済の活性化を図るため、環境の保全に配慮し、経済情勢等を踏まえて工業生産の需要に応じ、公共施設の跡地利用 も視野に入れ用地の確保を図る。

また、工場移転、業種転換等に伴って生ずる工場跡地については、良好な環境に配慮し 有効活用を図る。

(8) その他の宅地

事務所・店舗用地等その他の宅地については、土地利用の高度化、低未利用地の有効活用、福祉施設の整備や商業の活性化並びに良好な環境の形成に配慮しつつ、経済状況の変化に対応して必要な整備を図る。

(9) 公用・公共用施設の用地

文教施設、公園緑地、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、町民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して計画的な整備を図る。

また、施設の整備にあたっては、耐震・耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空施設の再利用に配慮する。

(10) レクリェーション用地

レクリェーション用地については、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域振興等活性化の観点から総合的に勘案し、自然条件や施設の性格等に基づき、既存用地の有効利用を促進する。

この場合、森林、河川等の余暇空間としての利用や施設の適正な配慮とその広域的な利用に配慮するとともに、各種開発基準を遵守し、地元住民の意向を十分考慮する。

(11) 低未利用地

低未利用地のうち、住宅地の低未利用地は再開発用地や防災・自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用を図る。

耕作放棄地については、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体が直接的・間接的に参加することを促進することなどにより、農用地としての活用を図るとともに、それぞれの地域の状況に応じて積極的な有効活用を促進する。

第3章 区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

1 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の目標年次は平成32年とし、基準年次は平成19年とする。
- (2) 町土の利用に関して基礎的な前提となる人口については、計画の目標年次である平成 32 年には 6,000 人と想定する。
- (3) 町土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び住宅地とする。
- (4) 町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土の利用の現況や面積の 推移と将来人口や各種計画を参考に、利用区分別の土地面積を推計し、土地利用の実態と 調整を行い定めるものとする。
- (5) 町土の利用の基本構想に基づく平成32年の利用区分ごとの規模の目標は、表のとおりである。

なお、地域別の概要も含め、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどを 踏まえ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

2 地域別の概要

地域の区分は、町土における自然的、社会的、経済的及び文化条件を勘案して、長沢地区、 舟形地区、富長地区、堀内地区の4地区とする。

また、地域別の土地利用の方向については、土地、水、自然などの町土資源の有限性を踏まえ、各地区の特性に応じた個性ある発展と、環境の保全・地域景観の形成等に配慮した土地利用を図るものとする。

(1) 長沢地区

この地域は本町の東部に位置し、JR陸羽東線、亀割バイパスが整備され交通利便も良く、県道 56 号線沿いに集落が集中し生活環境に適した地区である。

集落沿いに流れる小国川は鮎釣りの名所として有名であり、シーズン中は他県からも太 公望が訪れ活気ある賑わいが見られる。

農用地は435haあり、水田、畑、樹園地として活用されている。一方、未整備である水田の圃場整備や用排水整備を積極的に進め、農地としての利用を図る。

また、起業農家を育成し、施設園芸も含めた園芸作物の振興地域としての活用を促していく。さらに、開発可能な土地については、地域振興を図りながら地域の活性化に向けた土地の利活用や環境美化・保全事業を計画的に促進する。

(2) 舟形地区

この地域は本町の中央に位置し、国道 13 号及び主要地方道舟形大蔵線沿いに集落があり、町の中心地区として文化・教育施設、スポーツ・保養施設、各種公園、遺跡等の公共施設が多く配置されている。また、町の東部の小高い丘に整備された若あゆ温泉は月山、葉山まで一望できる景観に優れた一帯であり、近くには県営ゴルフ場等もあり、幼児から高齢者まで多岐に利用できるレジャーランドとして親しまれている。

農用地は387haあり、小国川とその支流に沿って大部分を占め、平坦地が他地域に比べ

て多く、早くより農地開発や基盤整備が進められた地区でもある。今後は転作田や畑の整備・団地化を図り、水稲以外の農業収入の増加を目指していく。

また、高規格道尾花沢新庄道路の整備が進んでいることから、農業的土地利用との調整を図りつつ、高速交通網を活かした新たな土地利用を計画的に考え、商工業も当該地域に集中していることから、住環境を考慮に入れた企業誘致等の土地利用を進めることとする。

(3) 富長地区

この地域は本町の西南部に位置し、主要地方道舟形大蔵線、新庄・次年子村山線沿いに 集落があり、水稲のほか果樹や施設園芸、花卉花木栽培も見られるなど農業就業世帯も多い。

農用地は 597ha あり、圃場整備等は進められてきた地域であるが、将来を展望し集落営 農や担い手農家による機械の有効利用を図りながら整備を進めていく。

小国川の両岸には鬱蒼(うっそう)と河畔林(ヤナギ・アシ・ヨシ等)が形成されており、里の川としてやわらかな景観を有している。この下流が最上川と小国川の合流地点であり、景観にも優れ地域住民の交流拠点でもある桜堤公園の有効利用を図る。

(4) 堀内地区

この地域は本町の西南部に位置し、主要地方道新庄・次年子村山線、大石田・畑線沿いに集落があり、最上川が悠々と流れる中流域で、舟運で栄えた歴史的な文化と遺産が残され、当時の面影が偲ばれる地区である。

農用地は344haあるが、西又・松橋地区の水田が未整備であり、機械化作業を前提とした圃場・用排水路整備を進める。また、畑については観光ワラビ園等の観光型農業を推進し、地域の多面的機能を充実させ、さらにグリーンツーリズムの施策を推進するなど、未開発用地も含めた有効利用を図る。

当地域は、自然資源豊かな美しい山、川に恵まれた葉山山麓に連なる地域で、貴重なブナの原生林があり、さらに生息する生物たちを観察する学習の場としての活用もなされている。このため、森林地域における無計画な伐採を防ぎ、積極的に環境保全に努めることとする。

町土利用の目標

(単位:ha·%)

年 次	平成 (基準			平成27年			平成32年			
区分	面積	構成比	面積	構成比	増減率 27/19	面積	構成比	増減率 32/27		
農用地	1,639	13.8	1,610	13.5	Δ 1.8	1,586	13.3	△ 1.5		
農地	1,629	13.7	1,605	13.5	△ 1.5	1,581	13.3	Δ 1.5		
採草放牧地	10	0.1	5	0.0	△ 50.0	5	0.0	0.0		
森林	8,354	70.2	8,354	70.2	0.0	8,354	70.2	0.0		
国有林	4,928	41.4	4,928	41.4	0.0	4,928	41.4	0.0		
民有林	3,426	28.8	3,426	28.8	0.0	3,426	28.8	0.0		
原 野	94	0.8	94	0.8	0.0	94	0.8	0.0		
水面・河川・水路	365	3.0	365	3.0	0.0	365	3.0	0.0		
水面	4	0.0	4	0.0	0.0	4	0.0	0.0		
河川	276	2.3	276	2.3	0.0	276	2.3	0.0		
水路	85	0.7	85	0.7	0.0	85	0.7	0.0		
道路	302	2.5	302	2.5	0.0	302	2.5	0.0		
一般道路	192	1.6	192	1.6	0.0	192	1.6	0.0		
農道	91	0.8	91	0.8	0.0	91	0.8	0.0		
林 道	19	0.1	19	0.1	0.0	19	0.1	0.0		
宅 地	137	1.2	137	1.2	0.0	137	1.2	0.0		
住 宅 地	93	0.8	93	0.8	0.0	93	0.8	0.0		
工業用地	8	0.1	8	0.1	0.0	8	0.1	0.0		
その他の宅地	36	0.3	36	0.3	0.0	36	0.3	0.0		
その他	1,012	8.5	1,041	8.8	2.9	1,065	9.0	2.3		
合 計	11,903	100.0	11,903	100.0	0.0	11,903	100.0	0.0		

第4章 第3章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

町土の利用に関しては、この計画を基本とし、農業振興地域の整備に関する法律及び土地利用関係法等の適切な運用により、土地利用相互の計画的な調整を行い、適正な土地利用の確保を図る。

1 地域振興施策の推進

舟形町は自然的・歴史的社会諸条件などから、舟形本町を商工業の中核地域として、東西に広がる地域は、稲作・畑作を中心とした田園地域及び山間地域によって構成されている。 これらの地域整備にあたっては、各地域の持つ個性や多様性を活かしながら、各地域の特性に応じた施策を展開し、活力に満ちた独自性の豊かな地域振興を図る必要がある。

町基本構想の4つの柱である「安心して暮らせる住み良いまちづくり」「産業の振興と地域が活性化するまちづくり」「子育て・健康・教育の充実したまちづくり」「互助・共有・自立による協働のまちづくり」を目標として、様々な分野からまちづくりを進めていく。

2 土地の有効利用の推進

(1) 農用地

農用地については、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能の重要性を認識し、環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、担い手への農用地の面的集積の促進や農業生産基盤の促進、さらに農業生産法人等の多様な担い手の育成による有効利用を図る。

また、農産物の販売促進・流通対策により、出荷数量の拡大と安定確保を図り、農用地としての利用を維持・確保していくとともに、農業の生産性向上のための生産基盤の整備や更新を促進する。

(2) 森 林

森林については、その多面的機能が高度に発揮できるよう路網の整備を図り、搬出環境を整え適切な整備・保全を計画的に推進するとともに、林業の持続的かつ健全な発展を図る。

また、美しい景観や森林環境教育、憩い・癒しの場、レクリェーション利用の場として の総合的な利用を図るとともに、やまがた緑環境税を活用した取り組みを進めていく。

加えて、森林の整備を推進する観点から、町県産材の利用や木質バイオマスの利活用を 促進する。

(3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水・利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量と水質の確保を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。

(4) 道路

道路網の整備は産業や観光振興においても重要な役割を果たしており、国・県道につい

ては引き続き高速交通網の整備促進を要望していく。町道については、生活道路として日常生活及び産業振興上重要な機能を有しているため、計画的な整備を進めていくとともに、地域と協働して適切な維持修繕・保全に努めて長寿命化を図る。併せて冬季の雪対策に配慮した消流雪施設の整備も推進する。

農林道については、農林業の振興だけでなく、観光や生活利便、さらに周辺地域の活性 化を図る上で不可欠であることから、自然環境の保全に配慮しながら整備に努めていく。

(5) 宅 地

住宅地は、人口定着と若者定住促進さらに町外からの定住者受け入れのため、計画的に整備を進めるとともに、既に整備済みの住宅地についても有効な活用を進め、快適で住み良い生活環境の整備を促進する。

さらに、空き家情報システムの構築により再利用等有効活用を図る。

(6) 工業用地

工業用地については、企業誘致の推進と既存企業の振興による雇用の場の安定的確保と拡大及び地域経済の活性化を図るため、必要に応じて用地の確保に努める。さらに、新庄市を中核とした最上地方全体の最重要課題と位置付けて、早急な整備促進及び活用を図る。

(7) 低未利用地

低未利用地や農用地等から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には、土地利用を集約型にする観点から優先的に再利用を図る一方、状況に応じて自然の再生を図るなど、地域の実情を踏まえて計画的かつ適正な活用を促進する。

耕作放棄地については、町土の有効利用並びに環境や景観保全の観点から、再耕地化を推進するとともに、地域の実情に応じ周辺土地利用との調整をしながら利用促進を図る。 推進に当たっては、6次産業の活性化を視野に入れた農産物の販売促進策や担い手確保対策、地域条件に適した作物の推進、水田畑地化事業の実施等、総合的かつ計画的に取り組んでいく。

舟形町国土利用計画

参 考 資 料

1,人口・産業の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成19年(住基)	平成22年(速報値)	平成27年 (推計)	平成32年 (指標)
人 口 総 数(人)	7,920	7,806	7,546	6,996	6,671	6,557	6,164	5,849	6,000
年少人口(0~14歳) (%)	1,622 (20.5)	1,568 (20.1)	1,326 (17.6)	1,006 (14.4)	772 (11.6)	716 (10.9)	_	553 (9.5)	550 (9.2)
生産年齢人口(15~64歳) (%)	5,202 (65.7)	4,898 (62.7)	4,484 (59.4)	4,057 (58.0)	3,778 (56.6)	3,798 (57.9)		3,141 (53.7)	3,150 (52.5)
老年人口(65歳以上) (%)	1,096 (13.8)	1,340 (17.2)	1,736 (23.0)	1,933 (27.6)	2,121 (31.8)	2,043 (31.2)	_	2,155 (36.8)	2,300 (38.3)
人口密度(人/k㎡)	66.7	65.7	63.5	58.8	56.0	55.1	51.8	49.1	50.4
世 帯 数(世帯)	1,745	1,749	1,739	1,712	1,697	1,728	1,652	1,648	1,627
産業別就業人口(人)	3,846	3,851	3,560	3,311	3,103	_	_		_
第一次産業(人) (%)	1,180 (30.7)	924 (24.0)	655 (18.4)	495 (15.0)	538 (17.4)	_	_		_
第二次産業(人) (%)	1,449 (37.7)	1,621 (42.1)	1,518 (42.6)	1,375 (41.5)	1,118 (36.0)	_	_		_
第三次産業(人) (%)	1,217 (31.6)	1,306 (33.9)	1,387 (39.0)	1,441 (43.5)	1,447 (46.6)	_	_		_
産業別総生産額(百万円)	8,064	11,722	13,526	10,841	9,578	9,655	_		
第一次産業(百万円) (%)	1,721 (21.3)		1,622 (12.0)				_		
第二次産業(百万円) (%)	3,936 (48.8)	5,975 (51.0)	7,049 (52.1)	4,079 (37.6)	3,212 (33.6)	3,620 (37.5)	_		
第三次産業(百万円) (%)	2,407 (29.9)	3,954 (33.7)	4,855 (35.9)	5,508 (50.8)	5,223 (54.5)	4,974 (51.5)	—		_
自動車保有台数(台)	3,299	3,759	4,355	4,810	4,976	4,910	_		—
歳 入 総 額 (一般会計:百万円)	2,460	3,603	5,004	4,212	3,670	3,998	_	_	_
歳 出 総 額 (一般会計:百万円)	2,386	3,515	4,867	4,036	3,545	3,894	_		_

2, 町土の利用区分の定義

利用区分	定 義	把握方法	資料等
1 農用地	農地法第2条第1項に定める農 地及び採草放牧地の合計である。		
1)農 地	耕作の目的に供される土地で あって、畦畔を含む。	「耕地及び作付面積統計」の「田」 及び「畑」の合計である。	東北農政局山形農政事 務所
2)採草放牧地	農地以外の土地で、主として 耕作又は養畜の事業のための採 草又は家畜の放牧の目的に供さ れるもの。	「世界農林業センサス林業調査報告書」の「採草放牧に利用されている面積」のうち「森林以外の草生地(野草地)」である。	農林水産省大臣官房統計部
2 森 林	国有林と民有林の合計である。 なお、林道面積は含まれない。		
1)国有林			
ア 林野庁所管 国有林	国有林野法第2条に定める国 有林野から採草放牧地を除いた もの。	「国有林野事業統計書」にいう「林地」及び「林地以外」(うち、林道及び貸地内の放牧採草地の面積を除く。)の合計である。	
イ 官行造林地	旧公有林野等官行造林法第1 条の規定に基づき契約を締結し ているもの。	「国有林野事業統計書」の「官行 造林地の林類別面積」中、「林地総 数」と「林地以外」の合計である。	山形県農林水産部森林課
ウ その他省庁 所管国有林	林野庁以外の国が保有してい る森林法第2条第1項に定める 森林。	「世界農林業センサス林業調査報告書」による。	
2)民有林	森林法第2条第1項に定める 森林であって、同法同条第3項 に定めるもの。	地域森林計画対象及び同計画対象 外の民有林面積の合計である。	
3 原 野	人の手が加えられずに長年雑 草や潅木類が生えるままの状態 に放置されている土地。	「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から 「採草放牧地」及び国有林に係る部 分を除いた面積である。	農林水産省大臣官房統 計部 東北森林管理局
4 水面·河川·水路	水面、河川及び水路の合計で ある。		
1)水 面	湖沼 (人造湖及び天然湖沼) 並びにため池の満水時の水面で ある。	以下に掲げるア、イ、ウの合計 ア. 天然湖沼(面積 10ha 未満のも のは除く) 環境省「自然環境保全基礎調査」 による。	ア. 山形県生活環境部 みどり自然課
		イ. 人口湖 堤高 15m 以上のダムの湛水面 積による。	イ. 国土交通省東北地方整備局、山形県県土整備部河川課、農林水産部農山漁村計画課
		ウ. ため池 「ため池台帳」の堤高15m未満の ため池の満水面積による。満水面 積が未把握のものについては、堤 高区分別有効貯水量を平均堤高で 除し、一定係数を乗じて算出する。	ウ. 山形県農林水産部 農山漁村計画課

利用区分	定義		資料等
2)河 川	河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域。	一級河川及び主要な二級河川(日向川)については、国土交通省「河川現況調査」をもとに、河川管理者に対する河川改修実績等の照会により経年的変化量を加減することにより面積把握を行う。その他の二級河川及び準用河川については、流路延長に必要な区間ごとに把握した平均幅員を乗じて算出して把握したものをもとに、河川管理者に対する河川改修実績等の照会により延年的変化量を加減することにより面積把握を行う。なお、水面と重複する部分を除く。	一級河川(直轄区間) 国土交通省東北地方整備局 山形・新庄・酒田各工事事務所 一級河川(直轄区間外) 二級河川、準用河川
2)水 路	農業用用排水路	水路面積は以下の算式による。 水路面積=(整備済水田面積×整備 済水田の水路比率)+(未整備水田面 積×未整備水田の水路率)	
5 道 路	一般道路、農道及び林道の合計である。車道部 (車道、中央帯、路肩)、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。		
1)一般道路	道路法第2条第1項に定める 道路。	高速自動車国道及び一般道路(一般国道、主要地方道、一般県道、町道)の面積は、「道路施設現状調査」の「道路敷面積」による。	ᆥᇝᆇᇝᄼᄮᄼᆓᇊᄝ
2)農 道	農地面積に一定率を乗じた圃 場内農道及び「市町村農道台帳」 の農道延長に一定幅員を乗じた 圃場外農道。	農道面積は、以下の算出による。 農道面積=圃場内農道面積+圃場外 農道面積 圃場内農道面積=水田地域における 圃場内農道面積(A)+畑地域における 圃場内農道面積(B) 但し、 A=(整備済水田面積×整備済水田 の農道率)+(未整備水田面積×未整備水田の農道率) B=(整備済畑面積×整備済畑の農 道率)+(未整備畑面積×未整備畑の 農道率) 土夫整備畑面積×大整備畑の 農道率)	〈一般道路(指定区間)〉 国土交通省東北地方整備局 山形・酒田各工事事務所 〈上記以外の一般道路〉 山形県県土整備部道路課 山形県農林水産部農山 漁村計画課 水田の農道率は、東北 農政局による。
3)林 道	国有林林道及び民有林林道。	林道のうち、自動車道の延長に一 定幅員を乗じて算出する。	東北森林管理局 山形県農林水産部森林課

利用区分	定義	把握方法	資料等
6 宅 地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地。	「固定資産の価格等の概要調書」の 宅地のうち評価総地積(村落地区に ついては、地籍調査進捗状況及び地 籍調査実施前後の宅地面積変動率を 用いて補正したもの)と非課税地積 を合計したもの。	固定資産の価格等の概要調書 山形県総務部市町村課 地籍調査進捗状況
1)住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、 非課税地積のうち町営住宅用地 を加えたもの。	以下に掲げるア及びイの面積の合計である。 ア.「固定資産税の価格等の概要調書」の評価総地積のうち住宅用地の面積。	東北財務局山形財務事 務所 山形県県土整備部建築 住宅課
		イ. 町営住宅用地	山形県総務部管財課
2)工業用地	「工業統計表(用地・用水編)」 にいう「事業所敷地面積」を従 業員 10 人以上の事業所敷地面 積に補正したもの。	以下に掲げるア、イの面積の合計である。 ア. 従業員30人以上の事業所については、用地・用水編による敷地面積。 イ. 従業員10人以上29人以下の事業所については、産業中分類別に次の算式により算出した面積の合計。 (従業員30人以上事業所の敷地面積)×(従業員10人以上29人以下事業所の製造品出荷額等)/(従業員30人以上事業所の製造品出荷額等)	山形県総務部統計企画課
3)その他の宅地	1)、2)の区分のいずれにも 該当しない宅地。(商業用施設 用地、公共施設用地等)	宅地から(1)住宅地及び(2)工業 用地を除く。	
7 その他	上記区分のいずれにも該当し ない土地。(学校・教育施設用地、 若あゆ温泉、ゴルフ場、雑種地、 耕作放棄地、JR用地等)	町土面積から、「農用地」、「森林」、 「原野」、「水面・河川・水路」、「道 路」及び「宅地」の各面積を差し引 いたもの。	
合 計	町土面積	「全国都道府県市区町村面積調」に よる。	国土交通省国土地理院

3, 町土利用の推移

(単位:ha)

∑	<u> </u>	年	次 <u></u>	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
崖	曼	用	地	1,667	1,665	1,653	1,653	1,653	1,649	1,639	1,639	1,640
	農		地	1,657	1,655	1,643	1,643	1,643	1,639	1,629	1,629	1,630
	採」	草放牧	地	10	10	10	10	10	10	10	10	10
柔	*		林	8,354	8,354	8,354	8,354	8,354	8,350	8,353	8,354	8,355
	国	有	林	4,924	4,924	4,924	4,924	4,924	4,924	4,927	4,928	4,928
	民	有	林	3,430	3,430	3,430	3,430	3,430	3,426	3,426	3,426	3,427
厚	Į.		野	94	94	94	94	94	94	94	94	94
力	く面・	河川・オ	〈路	361	362	365	365	365	366	365	365	365
	水		面	3	3	3	3	3	4	4	4	4
	河		Ш	273	273	276	276	276	276	276	276	276
	水		路	85	86	86	86	86	86	85	85	85
〕	鱼		路	290	290	296	300	301	305	301	302	302
		般道	路	179	180	180	186	187	192	192	192	192
	農		道	88	88	92	90	90	89	89	91	91
	林		道	23	22	24	24	24	24	20	19	19
勻	3		地	130	131	134	135	135	136	136	137	138
	住	宅	地	93	93	92	92	94	94	94	93	94
	工	業用	地	9	9	8	8	8	8	8	8	8
	その	の他の宅	2地	28	29	34	35	33	34	34	36	36
Ž	<u>-</u>	の	他	1,007	1,007	1,007	1,002	1,001	1,003	1,015	1,012	1,009
<u></u>	ì		計	11,903	11,903	11,903	11,903	11,903	11,903	11,903	11,903	11,903

4, 人口等を基礎とした土地区分別の推移と目標

(1) 農用地面積と関係指標の推移と目標

	,	農用地面積			農業	人口1人	農業就業者
区分	農地	採 草 放牧地	農用地	人口	就 業 人 口	当たり農用地面積	人 口 1 人 当 た り 農用地面積
	ha	ha	ha	人	人	(a /人)	(a /人)
平成2年	1,679	7	1,686	7,806	1,091	21.6	154.5
平成7年	1,665	5	1,670	7,546	1,027	22.1	162.6
平成12年	1,657	10	1,667	6,996	987	23.8	168.9
平成17年	1,639	10	1,649	6,671	948	24.7	173.9
平成22年	1,630	5	1,635	6,164	909	26.5	179.9
平成27年	1,605	5	1,610	5,849	900	27.5	178.9
平成32年	1,581	5	1,586	6,000	890	26.4	178.2

資料:国勢調査、世界農林業センサス

(2) 森林面積と関係指標の推移と目標

区分	森林面積	人口	町面積	人口1人 当 た り 森林面積	町 面 積 に 占める森林 面積の割合
	ha	人	ha	(a /人)	%
平成2年	8,474	7,806	11,878	108.6	71.3
平成7年	8,394	7,546	11,878	111.2	70.7
平成12年	8,354	6,996	11,903	119.4	70.2
平成17年	8,350	6,671	11,903	125.2	70.2
平成22年	8,354	6,164	11,903	135.5	70.2
平成27年	8,354	5,849	11,903	142.8	70.2
平成32年	8,354	6,000	11,903	139.2	70.2

資料:山形県林業統計

(3) 原野面積と関係指標の推移と目標

区分	原野面積	人口	町面積	人口1人 当 た り 原野面積	町 面 積 に 占める原野 面積の割合
	ha	人	ha	(a /人)	%
平成2年	18	7,806	11,878	0.2	0.2
平成7年	24	7,546	11,878	0.3	0.2
平成12年	94	6,996	11,903	1.3	0.8
平成17年	94	6,671	11,903	1.4	0.8
平成22年	94	6,164	11,903	1.5	0.8
平成27年	94	5,849	11,903	1.6	0.8
平成32年	94	6,000	11,903	1.6	0.8

資料:山形県統計年鑑

(4) 水面・河川・水路面積と関係指標の推移と目標

	水面	面・河川	・水路面	積			人口千人	町面積に占
区分	水面	河川	水路	合計	人口	町面積	当 た り の 水面・河川 ・水路面積	める水面・ 河川・水路 面積の割合
	ha	ha	ha	ha	人	ha	(ha /千人)	%
平成2年	2	289	90	381	7,806	11,878	48.8	3.2
平成7年	2	271	85	358	7,546	11,878	47.4	3.0
平成12年	3	273	85	361	6,996	11,903	51.6	3.0
平成17年	4	276	86	366	6,671	11,903	54.9	3.1
平成22年	4	276	85	365	6,164	11,903	59.2	3.1
平成27年	4	276	85	365	5,849	11,903	62.4	3.1
平成32年	4	276	85	365	6,000	11,903	60.8	3.1

資料:山形県統計年鑑

(5) 道路面積と関係指標の推移と目標

	道路面積						人口千人	町面積に
区分	一般道路	農道	林道	合計	人口	町面積	当たりの道路面積	みる道路面積の割合
	ha	ha	ha	ha	人	ha	(ha /千人)	%
平成2年	132	95	10	237	7,806	11,878	30	2.0
平成7年	162	90	17	269	7,546	11,878	36	2.3
平成12年	179	88	23	290	6,996	11,903	41	2.4
平成17年	192	89	24	305	6,671	11,903	46	2.6
平成22年	192	91	19	302	6,164	11,903	49	2.5
平成27年	192	91	19	302	5,849	11,903	52	2.5
平成32年	192	91	19	302	6,000	11,903	50	2.5

資料:山形県統計年鑑

(6) 住宅地面積と関係指標の推移と目標

区分	住宅地面積	一般世帯数	1 世 帯 当 た り の 住宅地面積
	ha	世帯	(㎡/世帯)
平成2年	96	1,749	548.9
平成7年	96	1,739	552.0
平成12年	93	1,712	543.2
平成17年	94	1,697	553.9
平成22年	93	1,652	563.0
平成27年	93	1,648	564.3
平成32年 93		1,627	571.6

資料:山形県統計年鑑

(7) 工業用地面積と関係指標の推移と目標

区分	工業用地面積	従業者数	1人当たりの 工業用地面積
	ha	人	(m²/人)
平成2年	9	701	128.4
平成7年	9	618	145.6
平成12年	9	434	207.4
平成17年	8	375	213.3
平成22年	8	271	295.2
平成27年	8	260	307.7
平成32年	8	250	320.0

資料:山形県統計年鑑

(8) その他の宅地面積と関係指標の推移と目標

区分	その他の 宅地面積	人口	1人当たりの そ の 他 宅 地 面 積
	ha	人	(m²/人)
平成2年	18	7,806	23.1
平成7年	23	7,546	30.5
平成12年	28	6,996	40.0
平成17年	34	6,671	51.0
平成22年	36	6,164	58.4
平成27年	36	5,849	61.5
平成32年	36	6,000	60.0

資料:山形県統計年鑑

舟形町の自然



町の木ーえんじゅ



町の鳥-きじばと



町の魚ーあゆ



町の花ーこぶし

第4次 舟形町国土利用計画 平成23年3月発行 編集・発行:舟形町まちづくり課 〒999-4601 山形県最上郡舟形町舟形263 TEL. 0233 (32) 2111 FAX. 0233 (32) 2117